

福島県立福島東高等学校同窓会規約

昭和58年2月28日施行

平成17年2月26日改正施行

平成19年12月2日改正施行

平成28年6月6日改正施行

[名称および事務局]

第1条 本会は福島県立福島東高等学校同窓会と称し、事務局を福島東高等学校内におく。 [目的および事業]

第2条 本会は会員相互の親睦を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は次の事業を行う

1. 総会の開催
2. 会員名簿・会報の発行
3. 母校の後援
4. その他本会の目的達成に必要な事項

[会員]

第4条 本会の会員は、本校卒業生並びに本校の退転校者で総会に承認された者とする。

[役員]

第5条 本会に次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 3～5名
3. 理事 若干名
4. 幹事 3名
5. 幹事 若干名

第6条 役員を選出は次のとおりとする。

1. 会長・副会長および監事は会員中より理事会において推薦し、総会で決定する。
2. 幹事は卒業年次毎に各クラスから2名を互選する。
3. 理事は幹事の中から会長が任命する。
4. 名誉会長は前会長とする。

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は職務を代行する。
3. 理事は会の運営にたずさわり、会務を処理する。
4. 監事は会計を監査する。
5. 監事は他の役員を補佐し、会務運営の推進をはかる。

第8条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。

[顧問]

第9条 本会に名誉会長と顧問をおける。顧問は会長が委嘱し、会長の諮問に応ずる。

[総会]

第10条 総会は会長が召集し原則として年一回開く。ただし、会長が必要と認めた時は臨時総会を開くことができる。

第11条 総会では次の事項を審議し決定する。

1. 事業報告並びに決算の承認
2. 事業計画並びに予算の承認
3. 役員選出
4. 規約の改廃
5. その他重要な事項

第12条 総会の議事は出席者の過半数を持って決定する。

第13条 総会はその権限の一部を理事会または会長・副会長・監事で構成される役員会に委任することができる。

[理事会]

第14条 理事会は会長・副会長・監事・理事をもって構成する。

第15条 理事会は会長が召集し、本会運営上必要な事項を審議・決定するとともに本会の業務の執行にあたる。

[事務局]

第16条 事務局は関係表簿を備え、庶務、会計を執行する。

第17条 事務局はその業務の一部を母校職員に委嘱することができる。

第18条 本会の経費は入会金・終身会費・寄付金・その他の収入でまかなう

第19条 本会は入会に際し、入会金6,000円・終身会費6,000円を納入する。

第20条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月末日までとする。

第21条 年度会計決算ならびに年度予算案は会長・副会長・監事の下承をもって総会の承認にかえることができる。

附 則

1. この規約には次の規程が付属する。

○在校生支援規程

福島県立福島東高等学校同窓会在校生支援規程

1. 部活動での支援事業を行う。
 - ①年度100万円を上限とする。
 - ②同窓会会計、東高応援基金ならびに同窓会積立金から支出する。
2. 全国大会等へ出場する場合は以下の激励金を支給する。
 - ① 団体種目 登録人数（マネージャーを含む）×3万円
 - ② 個人種目 1人につき3万円
 - ③ 文化部 3万円
 - ④ 団体種目に関しては、50万円を上限とする。
 - ⑤ 年度1回を限度とする。
 - ⑥ 同窓会積立金から支出する。
 - ⑦ 上記①～③の時でも会長が必要と認める場合、50万円を上限として支給することができる。

福島県立福島東高等学校同窓会特別会計規程

[目的] 学校における教育活動の中で、校長からの要請があった場合、支援のための支出を行う。

1. 支出については以下の通りとする。
 - ①最初の会計の金額を500万円とする。原資は同窓会積立金から拠出する。
 - ②年度100万円を上限とする。ただし、この金額を超える場合には役員会で審議の上支出することができる。
 - ③補填は一般会計の周年事業積み立ての半分とする。
 - ④校長からの要請があった場合、役員会で審議・決定する。